

保護者の皆様

松江市立宍道小学校

校長 石橋 裕子

風水害発生時の際の臨時休業等の基準等について（お知らせ）

向夏の候 保護者の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本校の教育活動に対してご理解、ご支援いただき深く感謝申し上げます。

さて、近年、避難指示を伴う豪雨等が発生し、臨時休業や終業繰り上げ等の対応をする場合が生じ、保護者の皆様にご協力いただいております。

そこで、松江市教育委員会の通知のもと、以下のとおり、風水害発生時の際に臨時休業とする基準等を学園ごとに策定しております。梅雨入りを目前に控え、基準等について保護者の皆様にも周知いただき、臨時休業時に混乱が生じることをないようにお願いいたします。

記

1. 基準等

- 松江市が指示する警戒レベル4「避難指示」が発令された場合は、その地域を校区とする市立学校は臨時休業と基準を定めていること。

（ただし気象庁が発表する「警戒レベル4相当」ではない。）

- 気象庁が警戒レベル4相当、警戒レベル3相当を発表した場合

《宍道みずうみ学園小中学校の判断》

【判断時間】 6:00までに決定、6:30までに周知

【周知方法】 tetoru、学校ホームページ

【判断指標】

- ・ 気象予報からは回復の見込みがない、また同じ状況が続く見込みの場合
- ・ 大雨、豪雨等で通学路が危険な状態・環境にあり、安全に登校させることが難しい場合
- ・ 氾濫（のおそれ）がある川の情報や、がけ崩れ（のおそれ）の情報がある
- ・ 判断基準時以降に天候急変し、児童生徒の登校に支障があると思われる場合

2. 判断基準時以降に天候急変等により、児童生徒の登校に支障があると思われる場合

- 保護者や地区で「登校を遅らせて様子を見る」「車で送る」などの判断をしないで構いません。その場合は、登校班内で確実に情報共有していただきますようお願いいたします。
- 地区の状況から「登校を見合わせる」と判断された場合は、学校まで tetoru 等によりご一報いただきますようお願いいたします。